

# **地域が主体となった小水力発電の導入に関する要望**

令和6年6月11日

**ダム・発電関係市町村全国協議会**

# 地域が主体となった小水力発電の導入に関する要望

水力発電は、昼夜を問わず安定した出力を有し、二酸化炭素の排出量も極めて少なく、また、純国産エネルギーとして、長期的な利用が可能な電源であるにもかかわらず、中小水力を中心に開発ポテンシャルを残したまま、有効利用が図られていない状況にある。

とりわけ小水力発電は、開発可能地点の十分な調査が行われておらず、地域には未利用エネルギーが残されたままになっている。国を挙げて脱炭素化に向けて取り組んでいる中であって、地域が主体となった小水力発電の活用には大きな意義がある。

また、人口減少が続く中、地域の維持・再生は、食料やエネルギーの供給、国土の保全を図る上でも極めて重要である。

地域が主体となった小水力発電の導入は、エネルギーの地産地消や安定収入の確保のみならず、コミュニティの維持等、地域活動にも大きな恩恵をもたらすこととなる。

一方、我が国の小水力開発には、導入コストの大きさや開発期間の長さ、許認可の問題、専門人材や推進体制の脆弱さ等、開発促進を阻む大きな課題が存在している。

このため、国および水力開発関係者におかれては、下記の事項の実現に向け、実効ある対策を講じるよう求める。

## 記

### 1. 小水力開発に関する国民理解を促進する体制の構築

地域が主体となった小水力発電の価値や開発ポテンシャルに対する国民理解を促進するため、国や自治体、民間企業、団体等の参画による、国を挙げた推進体制を構築すること。

### 2. 経済性向上のための抜本的な対策の実施

小水力発電はスケールメリットに乏しいことなどから、発電コストが高くなりやすく、普及・促進の大きな障害となっている。

このため、以下のことに取り組むこと。

- (1)小水力発電に適合した水車・発電機等の要求仕様の見直しに向け、産学官の連携による検討体制を構築すること。
- (2)水車・発電機等の機器・設備類の標準化・汎用化を図るとともに、地域の機械製造業者等が受注できるような仕様を開発すること。

- (3) 機器類や導水関係設備等の設置・建設工事を、地域の工事事業者が受注できるよう、技術の標準化やマニュアル等を整備すること。
- (4) 気象や地形・地質、植生や生態系を考慮しつつ、経済性にも優れた流況評価技術の開発や、河川維持流量の評価に関する研究を推進すること。

### **3. 財政支援措置の改善と拡充について**

- (1) 小水力開発に対する国庫補助事業を、調査から設備設置に至るまで対象とするとともに、その所要額を確保すること。
- (2) 小水力開発は開発から資金回収期間が長期にわたることから、固定価格買取制度の適用の有無にかかわらず、国庫補助事業の対象とすること。
- (3) 小水力発電は過疎地域の振興・自立に貢献することから、過疎対策事業債の適用条件から売電割合を除外すること。
- (4) 農業用水利の小水力発電については、農村振興の観点から、電力供給先を土地改良施設に限定している要件を見直すこと。
- (5) 小水力発電に関する固定価格買取制度については、初期費用が割高であることや、導水管の更新等改修の経費も高額となる場合があることから、実態を踏まえた資本費の算定を行う等、調達価格の引き上げ等を検討すること。
- (6) 民間資金を活用する等、多様な資金調達を促進するため、国の支援措置と併せたポータルサイトの開設等、資金調達の事例や情報の共有を図ること。

### **4. 専門人材の育成と支援体制の構築**

- (1) 小水力発電開発の専門家や技術者を養成するため、現行の研修事業を大幅に拡充する等、国の主導による産学官連携の人材育成体制を構築すること。
- (2) 地域の小水力発電開発を支援するため、既存組織の活用や再編による拡充、また、認証制度の導入等、公的な中間支援組織を、国が主導して整備すること。

### **5. 開発モデル事業の推進を通じた普及の促進**

地域が主体となった小水力発電の開発のノウハウを共有し、開発モデル事業の推進を通じた普及促進を図ること。

### **6. 許認可手続きにおける地域振興への配慮と手続きの迅速化・簡素化**

小水力発電の導入にあたっては、各種の開発規制の許認可に、多大な労力と時間を要している実態がある。大規模水力発電とは異なる、小水力発電の特性に配慮した規制の見直しが必要である。

このため、国は以下のことに取り組むこと。

- (1)河川法や森林法、自然公園法等の開発規制法については、自然エネルギーの利活用を図る地域振興に配慮した規定の見直しや運用基準を明確化する等、規制目的の達成と地域振興との調和を図ること。
- (2)小水力発電所の設置等に関する流水の占用許可については、地域振興への配慮と地域特性に対応した運用がなされるよう、一定の基準を示す等、運用の改善と徹底を図ること。
- (3)森林法における保安林の指定解除及び、作業許可等の要件を明確化すること。
- (4)自然公園法の許可及び届出の手続きについて、特別地域内（主に第2種、第3種）における開発行為に関して、審査基準を明確化すること。

## **7. 地域分散型エネルギー自給体制の構築**

エネルギーの地産地消や、災害時における強靱性を確保するため、地域マイクログリッドの推進を図ること。

## **8. 国の基本政策・基本計画における小水力発電の明確化**

- (1)エネルギー基本計画や国土形成計画における、小水力発電の位置付けの明確化を図ること。
- (2)デジタル田園都市国家戦略や国土強靱化計画に、地域主導による小水力発電の導入を位置付けること。

以上

令和6年6月11日

ダム・発電関係市町村全国協議会

会長 浜田 正利

## ダム・発電関係市町村全国協議会会員名簿

令和6年6月11日現在

都道府県	市 町 村	数
北海道	札幌市、函館市、釧路市、夕張市、芦別市、士別市、名寄市、深川市、富良野市、伊達市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、今金町、蘭越町、二セコ町、京極町、倶知安町、由仁町、栗山町、沼田町、東神楽町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、南富良野町、中富良野町、占冠村、美深町、幌加内町、津別町、置戸町、遠軽町、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、中札内村、本別町、足寄町	51
青森県	青森市、黒石市、十和田市、むつ市、平川市、鱈ヶ沢町、深浦町、西目屋村、七戸町、六ヶ所村、三戸町、新郷村	12
岩手県	遠野市、雫石町、西和賀町、岩泉町	4
宮城県	仙台市、白石市、名取市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、七ヶ浜町、大和町、加美町	12
秋田県	横手市、仙北市、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	6
山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、上山市、村山市、長井市、東根市、尾花沢市、西川町、朝日町、金山町、真室川町、大蔵村、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町	19
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、喜多方市、二本松市、田村市、南相馬市、桑折町、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、塙町、石川町、古殿町、三春町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村	36
茨城県	常陸太田市、北茨城市	2
栃木県	宇都宮市、日光市、那須塩原市、塩谷町、那須町	5
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、沼田市、渋川市、藤岡市、みどり市、吉岡町、上野村、神流町、中之条町、長野原町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	18
埼玉県	秩父市、神川町、寄居町	3
東京都	青梅市、奥多摩町	2
神奈川県	相模原市、山北町、箱根町、愛川町、清川村	5
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、西桂町、忍野村	17
新潟県	長岡市、三条市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村	17
富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町	14
石川県	金沢市、小松市、白山市、能登町	4
福井県	福井市、大野市、勝山市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、美浜町	8
長野県	伊那市、飯山市、佐久市、南相木村、飯島町、中川村、松川町、平谷村、根羽村、天龍村、泰阜村、大鹿村、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町、生坂村、白馬村、小谷村、山ノ内町、木島平村、信濃町、栄村	25
岐阜県	高山市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、可児市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、白川村	21
静岡県	静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、裾野市、伊豆市、東伊豆町、小山町、川根本町	9

都道府県	市 町 村	数
愛知県	豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	5
三重県	松阪市、名張市、尾鷲市、熊野市、多気町、大台町、紀北町	7
滋賀県	大津市、長浜市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市、日野町、愛荘町、多賀町	9
京都府	宇治市、南丹市、笠置町、南山城村、京丹波町	5
兵庫県	養父市、朝来市、神河町、香美町	4
奈良県	奈良市、天理市、桜井市、五條市、宇陀市、山添村、吉野町、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村	13
和歌山県	和歌山市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、湯浅町、広川町、有田川町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、那智勝浦町、古座川町、北山村	16
鳥取県	鳥取市、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	9
島根県	浜田市、出雲市、益田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、津和野町、吉賀町	10
岡山県	岡山市、津山市、高梁市、新見市、備前市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、奈義町、美咲町、吉備中央町	12
広島県	広島市、呉市、三原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、神石高原町	13
山口県	山口市、周南市	2
徳島県	阿南市、三好市、勝浦町、上勝町、那賀町、つるぎ町、東みよし町	7
香川県	東かがわ市、小豆島町、綾川町	3
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、砥部町、愛南町	12
高知県	高知市、安芸市、香美市、宿毛市、北川村、馬路村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、越知町、檜原町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	18
福岡県	北九州市、福岡市、久留米市、八女市、古賀市、うきは市、朝倉市、糸島市、那珂川市、篠栗町、久山町、香春町、添田町、みやこ町、築上町	15
佐賀県	佐賀市、唐津市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、みやき町、有田町、大町町、白石町	11
長崎県	対馬市、長与町	2
熊本県	菊池市、阿蘇市、美里町、大津町、小国町、御船町、甲佐町、山都町、湯前町、水上村、五木村、球磨村	12
大分県	別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町	10
宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、小林市、日向市、西都市、高原町、綾町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町	17
鹿児島県	鹿屋市、阿久根市、出水市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、さつま町、長島町、錦江町、南大隅町、肝付町、徳之島町、天城町、伊仙町	22
沖縄県	国頭村、大宜味村、東村、宜野座村、金武町、読谷村、久米島町	7
合計		531